

共済制度のご案内

商工貯蓄共済

商工医療共済

商工ガン共済



埼玉県市町村商工会
埼玉県商工会連合会

商工貯蓄共済

月額1口3,000円で『保障・貯蓄・低利な融資』を目的とした
商工会会員のための共済です。

保障 (商工貯蓄共済加入月の翌月1日から保障します)

新規加入 被共済者の年齢 14歳6カ月以上～59歳5カ月まで 10口
被共済者の年齢 59歳6カ月以上～65歳5カ月まで 5口

継続加入 65歳5カ月以前に加入した被共済者は75歳5カ月まで継続加入できます。
(最長80歳5カ月まで) 5口
(加入口数限度は、商工貯蓄共済および商工医療共済の口数を通算します。)

共済期間 商工貯蓄共済の共済期間は、5年間です。

共済金「1口加入の場合」

項目	加入年齢	14歳6カ月～59歳5カ月	59歳6カ月～69歳5カ月	69歳6カ月～75歳5カ月
交通事故死亡		500万円	500万円	500万円
災害(事故)死亡		200万円	200万円	200万円
普通(病気)死亡		80万円	40万円	20万円
災害(事故)により 障害状態になったとき		2級～6級 84～12万円	2級～6級 84～12万円	2級～6級 84～12万円
災害(事故)入院日額		1,500円	1,500円	1,500円

見舞金

病気入院見舞金	病気入院5日～20日まで 一律 10,000円	病気入院21日以上 一律 30,000円
---------	----------------------------	-------------------------

病気入院見舞金は、同一の被共済者に対して加入口数に拘わらず定額です。

災害(事故) 通院見舞金	災害(事故)通院3日以上となったとき、500円×通院日数 1事故につき通院60日を支払限度とします。
-----------------	---

災害(事故)通院見舞金は、同一の被共済者に対して加入口数に拘わらず通院日額500円です。

お祝い記念品	加入口数	1口～3口加入のとき	4口以上加入のとき
成人お祝い		5,000円相当の記念品	10,000円相当の記念品
結婚お祝い			
出産お祝い			

成人お祝い・結婚お祝いについては、被共済者のみ対象とします。出産お祝いについては、被共済者または被共済者の妻を対象とします。

お祝い記念品は、「カタログギフトシステム」により、カタログからお好みの記念品を選べます。

「各種共済金・病気入院見舞金・災害(事故)通院見舞金およびお祝い記念品の詳細につきましては『商工貯蓄生命共済約款』にてご確認ください。」

貯蓄

毎月の共済掛金（1口3,000円の内2,000円）を積み立てた貯蓄積立金を金融機関の1年性定期預金に預け複利にて運用しております。

貯蓄積立金は満期を迎えたとき、または中途解約した場合に返戻します。

●満期を迎えたとき

5年経過の満期時には、5年間の貯蓄積立金（元利合計）に生命共済の分配金を加えて返戻します。

●中途解約したとき

中途解約した場合、それまでの貯蓄積立金（元利合計）に生命共済の分配金（解約までの経過年分）を加えて返戻します。

融資

	一般資金	共済特別資金
融資対象者	①商工貯蓄共済に加入後、12ヵ月以上遅滞なく掛金を支払っている商工会会員で商工会長からあつせんのもの	①同左 ②総借入金が月商の5ヵ月以内で、かつ年金利10%以上の借入金がない会員
融資限度額 1会員あたり 融資限度 500万円	①加入口数1口あたり30万円 ②運転資金300万円 設備資金500万円	①加入口数1口あたり30万円 ②運転資金200万円 ③貯蓄積立金残高の10倍 上記①～③の限度のうち、いずれか低い方の金額
融資期間	運転資金 5年以内（据置3ヵ月を含む） 設備資金 5年以内（据置6ヵ月を含む）	運転資金 3年以内（据置3ヵ月を含む）
融資利率	1年以内 年1.125% 1年超5年以内 年1.325% （短期プライムレートに連動）	1年以内 年1.125% 1年超3年以内 年1.325% （短期プライムレートに連動）
返済方法	元金均等分割返済	元金均等分割返済
連帯保証人	原則として、県内に居住し信用力において適当と認められる連帯保証人1名 法人にあつては、代表取締役を含む連帯保証人2名以上	原則として不要 ただし、法人にあつては、代表取締役を連帯保証人とする
担保	①貯蓄積立金に質権設定 ②融資額が300万円を超える場合、埼玉県中小企業共済協会が特に必要と認めるときは不動産等の担保をとることがある	①同左
信用保証	①融資を受ける場合には、埼玉県中小企業共済協会の保証を付するものとする ②保証事務料 年0.7%	①同左 ②保証事務料 年1.25%

注) ①平成21年1月13日より短期プライムレート年1.725% ②担保として質権設定した貯蓄積立金の満期金は、原則として借入金返済が完了するまでは返還できません。③融資取扱金融機関は、埼玉りそな銀行・武蔵野銀行・埼玉縣信用金庫・川口信用金庫・青木信用金庫・飯能信用金庫・東和銀行の商工貯蓄共済掛金引落金融機関扱となります。

商工貯蓄生命共済契約の共済金額表

- 加入条件**
- 新規加入**
 - 被共済者の加入年齢 14歳6ヵ月以上から59歳5ヵ月まで …… 10口
 - 被共済者の加入年齢 59歳6ヵ月以上から65歳5ヵ月まで …… 5口
 - 【ただし、59歳5ヵ月以下の被共済者の災害(事故)入院共済金は、5口を限度とします。】
 - 継続加入**
 - 65歳5ヵ月以前に加入した被共済者は、75歳5ヵ月まで継続加入できます。
(最長で80歳5ヵ月まで) …… 5口

(加入口数限度は、商工貯蓄共済および商工医療共済の口数を通算します。)

● 加入年齢(14歳6ヵ月以上から59歳5ヵ月まで) ● 保障年齢(14歳6ヵ月以上から64歳5ヵ月まで)

項目 \ 口数	1口	2口	3口	4口	5口
交通事故死亡共済金	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円
災害(事故)死亡共済金	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
普通(病気)死亡共済金	80万円	160万円	240万円	320万円	400万円
災害(事故)障害共済金6級 2級	12万円～ 84万円	24万円～ 168万円	36万円～ 252万円	48万円～ 336万円	60万円～ 420万円
災害(事故)入院共済金	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円

項目 \ 口数	6口	7口	8口	9口	10口
交通事故死亡共済金	2,580万円	2,660万円	2,740万円	2,820万円	2,900万円
災害(事故)死亡共済金	1,080万円	1,160万円	1,240万円	1,320万円	1,400万円
普通(病気)死亡共済金	480万円	560万円	640万円	720万円	800万円
災害(事故)障害共済金6級 2級	60万円～ 420万円	60万円～ 420万円	60万円～ 420万円	60万円～ 420万円	60万円～ 420万円
災害(事故)入院共済金	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円

● 加入年齢(59歳6ヵ月以上から69歳5ヵ月まで) ● 保障年齢(59歳6ヵ月以上から74歳5ヵ月まで)

項目 \ 口数	1口	2口	3口	4口	5口
交通事故死亡共済金	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円
災害(事故)死亡共済金	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
普通(病気)死亡共済金	40万円	80万円	120万円	160万円	200万円
災害(事故)障害共済金6級 2級	12万円～ 84万円	24万円～ 168万円	36万円～ 252万円	48万円～ 336万円	60万円～ 420万円
災害(事故)入院共済金	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円

● 加入年齢(69歳6ヵ月以上から75歳5ヵ月まで) ● 保障年齢(69歳6ヵ月以上から80歳5ヵ月まで)

項目 \ 口数	1口	2口	3口	4口	5口
交通事故死亡共済金	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円
災害(事故)死亡共済金	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
普通(病気)死亡共済金	20万円	40万円	60万円	80万円	100万円
災害(事故)障害共済金6級 2級	12万円～ 84万円	24万円～ 168万円	36万円～ 252万円	48万円～ 336万円	60万円～ 420万円
災害(事故)入院共済金	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円

※この表は、約款に示しているものをわかりやすく表示しており、約款内容と何ら変わるものではありません。

※災害(事故)障害共済金は、生命共済約款での共済金額を例示しております。たとえば、「両耳の聴力を全く永久に失った場合」は2級、「1下肢が永久に3センチ以上短縮した場合」は6級該当となり、それぞれの共済金額を表示しております。

重要事項説明書

商工貯蓄共済のご契約申込に際しての重要な事項について記載してありますのでご確認ください。

なお、詳細につきましては「商工貯蓄生命共済約款」に記載されておりますので、内容を十分にご確認の上、お申し込みください。

商工貯蓄共済は「保障」「貯蓄」「融資」を目的とした商工会会員のための共済です。

共済掛金は1口について月額3,000円です。うち2,000円が貯蓄積立掛金として積立され、残りの1,000円は生命共済掛金として保障費用となり、生命共済掛金は掛け捨てとなります。

■保障について

①加入できる方は次の方です。

『共済契約者』……………埼玉県内の商工会会員であること。

『被共済者（保障の対象となる方）』 個人会員…事業主とその家族・従業員で健康である方。

法人会員…代表者ほか役員および従業員で健康である方。

②新規に商工貯蓄共済に加入する場合、共済契約者および被共済者は、埼玉県商工会連合会（以下「本会」といいます）が書面で質問した質問応答事項について、本会に書面（告知書）で告知しなければなりません。その告知内容につき本会の加入承諾を得られた方、かつ被共済者になることに同意された方で、商工貯蓄共済加入月の翌月1日現在の年齢が14歳6ヵ月以上65歳5ヵ月までの方となります。

③満期により保障期間が満了となる場合、75歳5ヵ月まで（最長80歳5ヵ月まで保障します。）継続して加入することができます。ただし、満期時年齢が65歳6ヵ月以上の方は増口はできません。また、加入口数が6口～10口の範囲で加入された契約が満期となり、継続加入する場合で被共済者の年齢が59歳6ヵ月以上の方の加入できる口数は5口以内に減口されます。

④新規加入または継続加入できる口数は次の通りです。

新規加入は、被共済者の商工貯蓄共済加入月の翌月1日現在の年齢が59歳5ヵ月までの方は10口まで、59歳6ヵ月以上65歳5ヵ月までの方は5口まで加入できます。

継続加入は、被共済者の商工貯蓄共済加入月の翌月1日現在の年齢が59歳5ヵ月までの方は10口まで、59歳6ヵ月以上65歳5ヵ月までの方は5口まで、65歳6ヵ月以上75歳5ヵ月までの方は満期口数と同口数まで加入できます。

加入口数限度は、商工貯蓄共済および商工医療共済の口数を通算します。

⑤商工貯蓄共済加入月の翌月1日現在の年齢により普通（病気）死亡共済金（高度障害共済金）は次の通りとなります。

● 59歳5ヵ月までの方の普通（病気）死亡共済金は1口あたり80万円、59歳6ヵ月以上69歳5ヵ月までの方の普通（病気）死亡共済金は1口あたり40万円、69歳6ヵ月以上75歳5ヵ月までの方の普通（病気）死亡共済金は1口あたり20万円となります。

● 交通事故死亡共済金・災害（事故）死亡共済金・災害（事故）高度障害共済金・災害（事故）障害共済金および災害（事故）入院共済金については、加入口数により保障額が決まっておりますので共済金額表によりご確認ください。災害（事故）入院共済金について14歳6ヵ月以上59歳5ヵ月以下の方は、5口を災害（事故）入院共済金の限度とします。

● 災害（事故）入院共済金については不慮の事故で、5日以上入院をした場合にお支払いします。1事故の支払入院日数は120日を限度とします。

⑥生命共済の保障期間は5年間とし、生命共済効力発生日は商工貯蓄共済加入月の翌月1日となります。

商工貯蓄共済に加入申込みされても、生命共済効力発生日の前日までの事故・死亡等について一切保障いたしません。

- ⑦生命共済掛金については、所得税法上の生命保険料控除証明書は発行できません。
- ⑧第2回目以降の商工貯蓄共済掛金が払い込まれなかった場合には、当該共済契約者に係る貯蓄積立金および積立てられた分配金を取り崩して、生命共済掛金の支払いに充当することにより、生命共済の保障を継続するものとします。ただし、貯蓄積立金および積立てられた分配金が未払いの生命共済掛金の額に満たない場合は、その商工貯蓄生命共済掛金の払込期日に遡って効力を失います。
- ⑨生命共済掛金について、死亡事故等の発生状況に応じて生命共済掛金の割り戻しを毎年分配金として割当します。ただし、死亡事故等の発生が生命共済掛金の計算基礎を下まわった場合かつ本会の商工貯蓄共済事業において毎年度末決算の収支が良好である場合に限りです。分配金の支払方法は積立とします。
別途本会が定める方法により貯蓄積立金と同様に共済契約者毎に積立管理し、満期または中途解約等により商工貯蓄共済契約が消滅する場合に貯蓄積立金と合わせてお支払いします。積立された分配金には利息はつけません。
- ⑩生命共済の保障等については、本会の自家共済にて運営します。この生命共済は、共済金支払いに備えて十分な対策を講じておりますが、万が一本会が破綻した場合には、ご契約時の共済金等が一部削減されることがあります。

● 質問応答義務（告知義務）と質問応答義務（告知義務）違反により共済金をお支払いしない場合

商工貯蓄共済にご加入の際は、共済契約者および被共済者は本会が書面で質問した質問応答事項について、本会に書面（告知書）で被共済者の健康状態等についてその事実をありのままに告知していただく義務があります。この質問応答義務（告知義務）に違反して事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、ご契約を解除して共済金等をお支払いしない場合があります。

● 重大事由によるご契約の解除および共済金等をお支払いしない場合

《ア》共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が死亡共済金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合。《イ》共済契約者、被共済者または共済金（死亡共済金を除きます）受取人が共済金（死亡共済金を除きます）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合。《ウ》共済金の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含みます）があった場合。《エ》本会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする《ア》～《ウ》までに掲げる事由と同等な重大な事由がある場合。

上記《ア》から《エ》のいずれかに定める事由が生じた場合は、共済金の支払いが生じた後でもご契約を解除して共済金は支払いません。ご契約を解除した場合は、既に払い込まれた掛金は返戻しません。

また、既にその支払事由により共済金を支払っている場合は、本会はその返還を請求します。

● 普通（病気）死亡共済金・高度障害共済金・交通事故死亡共済金・災害（事故）死亡共済金・災害（事故）高度障害共済金・災害（事故）障害共済金・災害（事故）入院共済金および災害（事故）通院見舞金をお支払いしない場合

生命共済の効力発生日からその日を含めて1年以内（満期による継続加入は除きます）に被共済者が自殺した場合または、交通事故・災害事故等の原因が共済契約者、共済金受取人、被共済者の故意または重大な過失、無免許もしくは法令に定められた酒気帯び運転中の事故等による場合は、普通（病気）死亡共済金・高度障害共済金・交通事故死亡共済金・災害（事故）死亡共済金・災害（事故）高度障害共済金・災害（事故）障害共済金・災害（事故）入院共済金および災害（事故）通院見舞金をお支払いしない場合があります。

■貯蓄について

- ①貯蓄積立金は5年間積立して5年経過後の加入された月に貯蓄積立金を満期金としてお支払いします。貯蓄積立掛金を1年性定期預金金利で複利運用した元利合計を貯蓄積立金といいます。
- ②商工貯蓄共済の貯蓄積立金は預託している金融機関が経営破綻に陥った場合、預金保険機構による預金者保護が図られますが破綻金融機関の財産の状況に応じて削除される場合があります。

■融資について

商工貯蓄共済の融資制度のご利用については、一定の条件を満たす必要があります。したがって、すべての加入者が無条件で融資を受けられるものではありません。

商工貯蓄共済掛金の経理処理

①個人事業主が掛金を支払う場合

加入形態			掛金の経理処理	
加入者	被共済者	共済金受取人	生命共済掛金	貯蓄積立掛金
個人事業主	事業主	事業主の家族	事業主勘定(必要経費にはならない)	資産計上(貯蓄積立金)
	専従者のみ	事業主	事業主勘定(必要経費にはならない)	資産計上(貯蓄積立金)
		事業主を除く専従者の家族	事業主勘定(必要経費にはならない)	資産計上(貯蓄積立金)
	従業員	事業主	経費計上(福利厚生費)	資産計上(貯蓄積立金)
		従業員の家族	給料	資産計上(貯蓄積立金)

②法人企業が掛金を支払う場合

加入形態			掛金の経理処理	
加入者	被共済者	共済金受取人	生命共済掛金	貯蓄積立掛金
法人企業	役員のみ	会社	損金計上(福利厚生費)	資産計上(貯蓄積立金)
	役員従業員	会社	損金計上(福利厚生費)	資産計上(貯蓄積立金)
	従業員	従業員の家族	給料	資産計上(貯蓄積立金)
	役員	役員家族	役員報酬	資産計上(貯蓄積立金)

商工医療共済

災害(事故)・病気による死亡、障害の保障に加えて、災害(事故)・病気の入院、災害(事故)・病気の手術の医療保障を目的とした商工会会員のための共済です。

(従来の商工貯蓄生命共済の死亡保障はそのままに、災害(事故)入院日額および災害(事故)通院日額を拡充、病気入院保障および災害(事故)手術と病気手術保障を新設しました。)

保 障 (商工医療共済加入月の翌月1日から保障します)

新規加入 被共済者の年齢 14歳6カ月以上～59歳5カ月まで …………… 10口

被共済者の年齢 59歳6カ月以上～65歳5カ月まで …………… 5口

継続加入 65歳5カ月以前に加入した被共済者は75歳5カ月まで継続加入できます。

(最長80歳5カ月まで) …………… 5口

(加入口数限度は、商工医療共済および商工貯蓄共済の口数を通算します。)

共済期間 商工医療共済の共済期間は、5年間です。

共済金「1口加入の場合」

項 目	加入年齢	14歳6カ月～59歳5カ月	59歳6カ月～69歳5カ月	69歳6カ月～75歳5カ月
交 通 事 故 死 亡		500万円	500万円	500万円
災 害 (事 故) 死 亡		200万円	200万円	200万円
普 通 (病 気) 死 亡		80万円	40万円	20万円
災害(事故)により障害 状態になったとき		2級～6級 84～12万円	2級～6級 84～12万円	2級～6級 84～12万円
災害(事故)入院日額		6,000円	5,000円	4,000円
病 気 入 院 日 額		6,000円	5,000円	4,000円
災 害 (事 故) 手 術		1回につき12万円	1回につき10万円	1回につき8万円
病 気 手 術		1回につき12万円	1回につき10万円	1回につき8万円
災害(事故)通院日額		1,000円	1,000円	1,000円

①災害(事故)入院は通算5日以上、病気入院は継続5日以上が支払対象となります。同一の災害(事故)による入院もしくは同一の継続した病気入院の支払日数は、各々120日が限度となります。

②災害(事故)入院および病気入院の通算支払日数は各々1,000日です。

(通算支払日数が1,000日に達した場合には、災害(事故)入院または病気入院の保障は消滅します。)

③災害(事故)手術・病気手術は、災害入院日額および病気入院日額の一律20倍です。

④災害通院は通院3日以上が支払対象となります。同一の災害(事故)通院の支払日数は60日限度となります。災害(事故)通院の通算支払日数は300日が限度となります。(通算支払日数が300日に達した場合には、災害(事故)通院の保障は消滅します。)

お祝い記念品を贈呈します。

お祝い記念品	加入口数	1口～3口加入のとき	4口以上加入のとき
成人お祝い		5,000円相当の記念品	10,000円相当の記念品
結婚お祝い			
出産お祝い			

★成人お祝い・結婚お祝いについては、被共済者のみ対象とします。

★出産お祝いについては、被共済者または被共済者の妻を対象とします。

商工医療共済掛金の経理処理

①個人事業主が掛金を支払う場合

加入形態			掛金の経理処理
加入者	被共済者	共済金受取人	商工医療共済掛金
個人事業主	事業主	事業主の家族	事業主勘定(必要経費にはならない)
	専従者のみ	事業主	事業主勘定(必要経費にはならない)
		事業主を除く専従者の家族	事業主勘定(必要経費にはならない)
	従業員	事業主	経費計上(福利厚生費)
従業員の家族		給料	

②法人企業が掛金を支払う場合

加入形態			掛金の経理処理
加入者	被共済者	共済金受取人	商工医療共済掛金
法人企業	役員のみ	会社	損金計上(福利厚生費)
	役員従業員	会社	損金計上(福利厚生費)
	従業員	従業員の家族	給料
	役員	役員の家族	役員報酬

商工医療共済については、月額掛金1口3,000円全額が掛け捨てとなります。したがって、貯蓄積立部分および融資制度は、付加されておりません。

**貯蓄積立部分および融資制度をご検討の場合は、
商工貯蓄共済制度をご覧ください。**

商工医療共済契約の共済金額表

加入条件

新規加入

被共済者の加入年齢 14歳6カ月以上から59歳5カ月まで …… 10口
 被共済者の加入年齢 59歳6カ月以上から65歳5カ月まで …… 5口
 【ただし、59歳5カ月以下の被共済者の災害(事故)入院共済金・災害(事故)手術共済金・病
 気入院共済金・病気手術共済金・災害(事故)通院共済金は、5口を限度とします。】

継続加入

65歳5カ月以前に加入した被共済者は、75歳5カ月まで継続加入できます。
 (最長80歳5カ月まで) …… 5口
 (加入口数限度は、商工医療共済および商工貯蓄共済の口数を通算します。)

●加入年齢(14歳6カ月以上から59歳5カ月まで) ●保障年齢(14歳6カ月以上から64歳5カ月まで)

項目 \ 口数	1口	2口	3口	4口	5口
交通事故死亡共済金	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円
災害(事故)死亡共済金	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
普通(病気)死亡共済金	80万円	160万円	240万円	320万円	400万円
災害(事故)障害共済金6級 2級	12万円～ 84万円	24万円～ 168万円	36万円～ 252万円	48万円～ 336万円	60万円～ 420万円
災害(事故)入院共済金	6,000円	12,000円	18,000円	24,000円	30,000円
災害(事故)手術共済金	12万円	24万円	36万円	48万円	60万円
病気入院共済金	6,000円	12,000円	18,000円	24,000円	30,000円
病気手術共済金	12万円	24万円	36万円	48万円	60万円
災害(事故)通院共済金	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円

項目 \ 口数	6口	7口	8口	9口	10口
交通事故死亡共済金	2,580万円	2,660万円	2,740万円	2,820万円	2,900万円
災害(事故)死亡共済金	1,080万円	1,160万円	1,240万円	1,320万円	1,400万円
普通(病気)死亡共済金	480万円	560万円	640万円	720万円	800万円
災害(事故)障害共済金6級 2級	60万円～ 420万円	60万円～ 420万円	60万円～ 420万円	60万円～ 420万円	60万円～ 420万円
災害(事故)入院共済金	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
災害(事故)手術共済金	60万円	60万円	60万円	60万円	60万円
病気入院共済金	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
病気手術共済金	60万円	60万円	60万円	60万円	60万円
災害(事故)通院共済金	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円

商工医療共済

商工医療共済契約の共済金額表

● 加入年齢 (59歳6ヵ月以上から69歳5ヵ月まで) ● 保障年齢(59歳6ヵ月以上から74歳5ヵ月まで)

項目 \ 口数	1口	2口	3口	4口	5口
交通事故死亡共済金	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円
災害(事故)死亡共済金	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
普通(病気)死亡共済金	40万円	80万円	120万円	160万円	200万円
災害(事故)障害共済金6級 2級	12万円～ 84万円	24万円～ 168万円	36万円～ 252万円	48万円～ 336万円	60万円～ 420万円
災害(事故)入院共済金	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円
災害(事故)手術共済金	10万円	20万円	30万円	40万円	50万円
病気入院共済金	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円
病気手術共済金	10万円	20万円	30万円	40万円	50万円
災害(事故)通院共済金	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円

● 加入年齢 (69歳6ヵ月以上から75歳5ヵ月まで) ● 保障年齢(69歳6ヵ月以上から80歳5ヵ月まで)

項目 \ 口数	1口	2口	3口	4口	5口
交通事故死亡共済金	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円
災害(事故)死亡共済金	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
普通(病気)死亡共済金	20万円	40万円	60万円	80万円	100万円
災害(事故)障害共済金6級 2級	12万円～ 84万円	24万円～ 168万円	36万円～ 252万円	48万円～ 336万円	60万円～ 420万円
災害(事故)入院共済金	4,000円	8,000円	12,000円	16,000円	20,000円
災害(事故)手術共済金	8万円	16万円	24万円	32万円	40万円
病気入院共済金	4,000円	8,000円	12,000円	16,000円	20,000円
病気手術共済金	8万円	16万円	24万円	32万円	40万円
災害(事故)通院共済金	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円

重要事項説明書

商工医療共済のご契約申込に際しての重要な事項について記載してありますのでご確認ください。

なお、詳細につきましては「商工医療共済約款」に記載されておりますので、内容を十分にご確認の上、お申し込みください。

商工医療共済掛金は1口について月額3,000円です。商工医療共済掛金は全額掛け捨てとなります。

■保障について

①加入できる方は次の方です。

『共済契約者』……………埼玉県内の商工会会員であること。

『被共済者（保障の対象となる方）』 個人会員…事業主とその家族・従業員で健康である方。

法人会員…代表者ほか役員および従業員で健康である方。

②新規に商工医療共済に加入する場合、共済契約者および被共済者は、埼玉県商工会連合会（以下「本会」といいます）が書面で質問した質問応答事項について、本会に書面（告知書）で告知しなければなりません。その告知内容につき本会の加入承諾を得られた方、かつ被共済者になることに同意された方で、商工医療共済加入月の翌月1日現在の年齢が14歳6ヵ月以上65歳5ヵ月までの方となります。

③共済期間満了となる場合、75歳5ヵ月まで（最長80歳5ヵ月まで。）継続して加入することができます。ただし、期間満了時年齢が65歳6ヵ月以上の方は増口はできません。また、加入口数が6口～10口の範囲で加入された契約が期間満了となり、継続加入する場合で被共済者の年齢が59歳6ヵ月以上の方の加入できる口数は5口以内に減口されます。

④新規加入または継続加入できる口数は次の通りです。

新規加入は、被共済者の商工医療共済加入月の翌月1日現在の年齢が59歳5ヵ月までの方は10口まで、59歳6ヵ月以上65歳5ヵ月までの方は5口まで加入できます。

継続加入は、被共済者の商工医療共済加入月の翌月1日現在の年齢が59歳5ヵ月までの方は10口まで、59歳6ヵ月以上65歳5ヵ月までの方は5口まで、65歳6ヵ月以上75歳5ヵ月までの方は期間満了時の口数と同口数まで加入できます。

加入口数限度は、商工医療共済および商工貯蓄共済の口数を通算します。

⑤商工医療共済加入月の翌月1日現在の年齢により普通（病気）死亡共済金（高度障害共済金）は次の通りとなります。

●59歳5ヵ月までの方の普通（病気）死亡共済金は1口あたり80万円、59歳6ヵ月以上69歳5ヵ月までの方の普通（病気）死亡共済金は1口あたり40万円、69歳6ヵ月以上75歳5ヵ月までの方の普通（病気）死亡共済金は1口あたり20万円となります。

●交通事故死亡共済金・災害（事故）死亡共済金・災害（事故）高度障害共済金・災害（事故）障害共済金・災害（事故）入院共済金・災害（事故）手術共済金・病気入院共済金・病気手術共済金および災害（事故）通院共済金については、加入口数により保障額が決定しておりますので共済金額表によりご確認ください。災害（事故）入院共済金・災害（事故）手術共済金・病気入院共済金・病気手術共済金および災害（事故）通院共済金について14歳6ヵ月以上59歳5ヵ月以下の方は、5口を共済金額の限度とします。

●災害（事故）入院共済金については不慮の事故で、5日以上入院をした場合にお支払いします。1事故の支払入院日数は120日を限度とします。通算支払日数は、1,000日とします。

●病気入院共済金については病気の治療を目的に、継続5日以上入院をした場合にお支払いします。1回の継続した病気入院の支払入院日数は120日を限度とします。通算支払日数は、1,000日とします。

- 災害（事故）通院共済金については不慮の事故で、3日以上通院をした場合にお支払いします。1事故の支払通院日数は60日を限度とします。通算支払日数は、300日とします。
- ⑥商工医療共済の保障期間は5年間とし、商工医療共済の効力発生日は商工医療共済加入月の翌月1日からとなります。商工医療共済に加入申込みされても、商工医療共済の効力発生日の前日までの事故・死亡等について一切保障いたしません。
- ⑦商工医療共済掛金については、所得税法上の生命保険料控除証明書は発行できません。
- ⑧第2回目以降の商工医療共済掛金が払込猶予期間内に払い込まれなかった場合は、その商工医療共済契約の払込期日に遡って効力を失います。
- ⑨商工医療共済掛金について、死亡事故等の発生状況に応じて医療共済掛金の割り戻しを毎年分配金として割当します。ただし、死亡事故等の発生が医療共済掛金の計算基礎を下まわった場合かつ本会の商工医療共済事業において毎年度末決算の収支が良好である場合に限りです。分配金の支払方法は積立とします。別途本会が定める方法により共済契約者毎に積立管理し、共済期間満了または中途解約等により商工医療共済契約が消滅する場合にお支払いします。積立された分配金には利息はつきません。
- ⑩商工医療共済の保障については、本会の自家共済にて運営します。この商工医療共済は、共済金支払いに備えて十分な対策を講じておりますが、万が一本会が破綻した場合には、ご契約時の共済金等が一部削減されることがあります。

●質問応答義務（告知義務）と質問応答義務（告知義務）違反により共済金をお支払いしない場合

商工医療共済にご加入の際は、共済契約者および被共済者は本会が書面で質問した質問応答事項について、本会に書面（告知書）で被共済者の健康状態等についてその事実をありのままに告知していただく義務があります。この質問応答義務（告知義務）に違反して事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、ご契約を解除し共済金等をお支払いしない場合があります。

●重大事由によるご契約の解除および共済金等をお支払いしない場合

《ア》共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が死亡共済金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合。《イ》共済契約者、被共済者または共済金（死亡共済金を除きます）受取人が共済金（死亡共済金を除きます）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合。《ウ》共済金の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含みます）があった場合。《エ》本会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする《ア》～《ウ》までに掲げる事由と同等な重大な事由がある場合。

上記《ア》から《エ》のいずれかに定める事由が生じた場合は、共済金の支払いが生じた後でもご契約を解除し共済金は支払いません。ご契約を解除した場合は、既に払い込まれた掛金は返戻しません。また、既にその支払事由により共済金を支払っている場合は、本会はその返還を請求します。

●普通（病気）死亡共済金・高度障害共済金・交通事故死亡共済金・災害（事故）死亡共済金・災害（事故）高度障害共済金・災害（事故）障害共済金・災害（事故）入院共済金・災害（事故）手術共済金・病気入院共済金・病気手術共済金および災害（事故）通院共済金をお支払いしない場合

商工医療共済の効力発生日からその日を含めて1年以内（共済期間満了による継続加入は除きます）に被共済者が自殺した場合または、交通事故・災害事故等の原因が共済契約者、共済金受取人、被共済者の故意または重大な過失、無免許もしくは法令に定められた酒気帯び運転中の事故の場合または、被共済者の薬物依存またはアルコール依存等による場合は、普通（病気）死亡共済金・高度障害共済金・交通事故死亡共済金・災害（事故）死亡共済金・災害（事故）高度障害共済金・災害（事故）障害共済金・災害（事故）入院共済金・災害（事故）手術共済金・病気入院共済金・病気手術共済金および災害（事故）通院共済金をお支払いしない場合があります。

商工ガン共済

ガンによる入院、手術、先進医療等の高額治療費の負担軽減を目的とした商工会会員のための商工ガン共済です。

保障

(商工ガン共済加入月の翌月1日を効力発生日とします。初年度契約(新規加入)については効力発生日からその日を含んで90日を経過した日の午前0時以降に、保障開始します。)

新規加入

被共済者の年齢 14歳6カ月以上～74歳5カ月まで …………… 1口

継続加入

被共済者の年齢 74歳5カ月以前に加入した被共済者は75歳5カ月まで継続できます。

(最長75歳5カ月まで) …………… 1口

「商工ガン共済の加入口数限度は、1被共済者に対して1口とします。商工貯蓄共済および商工医療共済の口数を通算しません。」

共済期間

商工ガン共済の共済期間は、1年間です。

共済金

項目	加入年齢	14歳6カ月～65歳5カ月	65歳6カ月～74歳5カ月
ガン診断		100万円	30万円
ガン入院日額		12,000円	6,000円
ガン手術		24万円	12万円
ガン先進医療		700万円	350万円

ガン診断共済金は、共済期間1年毎に1回支払います。

ガン入院共済金は、日帰り入院から、支払日数無制限です。

ガン手術共済金は、ガン入院日額の一律20倍です。

ガン先進医療共済金は、ガンの治療に必要な先進医療を受けたときガン先進医療共済金を支払います。ただし、治療時現在にて主務官庁が先進医療治療と定めたものをいいます。ガン先進医療共済金の支払は、1回につきガン先進医療共済金額の半額を限度とします。通算支払限度は、ガン先進医療共済金額を限度とします。

初年度契約(新規加入)の効力発生日および保障開始日については、次の通りとなります。

加入申込日の属する月の翌月1日を効力発生日とします。効力発生日からその日を含んで90日を経過した日の午前0時以降に、診断確定したガンによる入院または手術等の治療をされた場合に、共済金をお支払い致します。

商工ガン共済については、共済掛金1口3,000円全額が掛け捨てとなります。

したがって、貯蓄部分および融資制度は付加されておりません。

**貯蓄積立部分および融資制度をご検討の場合は、
商工貯蓄共済制度をご覧ください。**

商工ガン共済契約の保障額表

加入条件

新規加入

被共済者の加入年齢 14歳6カ月以上～74歳5カ月まで …… 1口

継続加入

74歳5カ月以前に加入した被共済者は75歳5カ月まで継続できます。

(最長75歳5カ月まで) …… 1口

(商工ガン共済の加入口数限度は、1被共済者に対して1口として、商工貯蓄共済および商工医療共済の口数は通算しません。)

●加入年齢14歳6カ月以上から65歳5カ月まで
(保障年齢14歳6カ月以上から66歳5カ月まで)

項目	口数	1口
ガン診断共済金		100万円
ガン入院共済金		12,000円
ガン手術共済金		24万円
ガン先進医療共済金(通算支払限度額) (1回当たりの支払限度額350万円)		700万円

●加入年齢65歳6カ月以上から74歳5カ月まで
(保障年齢65歳6カ月以上から75歳5カ月まで)

項目	口数	1口
ガン診断共済金		30万円
ガン入院共済金		6,000円
ガン手術共済金		12万円
ガン先進医療共済金(通算支払限度額) (1回当たりの支払限度額175万円)		350万円

商工ガン共済掛金の経理処理

①個人事業主が掛金を支払う場合

加入形態		掛金の経理処理
加入者	被共済者	商工ガン共済掛金
個人事業主	事業主	事業主勘定(必要経費にはならない)
	専従者のみ	事業主勘定(必要経費にはならない)
		事業主勘定(必要経費にはならない)
	従業員	経費計上(福利厚生費)

②法人企業が掛金を支払う場合

加入形態		掛金の経理処理
加入者	被共済者	商工ガン共済掛金
法人企業	役員のみ	損金計上(福利厚生費)
	役員従業員	損金計上(福利厚生費)
	従業員	損金計上(福利厚生費)
	役員	損金計上(福利厚生費)

重要事項説明書

商工ガン共済のご契約申込に際しての重要な事項について記載してありますのでご確認ください。

なお、詳細につきましては「商工ガン共済約款」に記載されておりますので、内容を十分にご確認の上、お申し込みください。

商工ガン共済掛金は1口について月額3,000円です。商工ガン共済掛金は全額掛け捨てとなります。

■保障について

①加入できる方は次の方です。

『共済契約者』……………埼玉県内の商工会会員であること。

『被共済者（保障の対象となる方）』 個人会員…事業主とその家族・従業員で健康である方。

法人会員…代表者ほか役員および従業員で健康である方。

②商工ガン共済に新規加入する場合は、共済契約者および被共済者は、埼玉県商工会連合会（以下「本会」といいます）が書面で質問した質問応答事項4項目について、被共済者ご自身で回答（告知）した結果、その4項目の回答が全て「いいえ」の場合にのみ、本会は加入承諾いたします。（回答に「はい」が1項目でもある場合は加入できませんが、回答書の提出は必要です。）本会の加入承諾を得て、かつ被共済者となることに同意した、加入月の翌月1日現在の年齢が14歳6ヵ月以上74歳5ヵ月までの方が加入できます。

③共済期間が満了となる場合、74歳5ヵ月まで（最長75歳5ヵ月まで。）継続して加入することができます。

④新規加入または継続加入できる口数は次の通りです。

新規加入および継続加入の加入できる口数は、1被共済者について1口限度とします。

⑤商工ガン共済の保障期間は1年間とし、商工ガン共済の効力発生日は商工ガン共済加入月の翌月1日となります。

効力発生日からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時以降に保障開始となります。

加入申込後、効力発生日から保障開始日までの間は、商工ガン共済掛金の払込が必要です。

加入申込日から保障開始日の前日までおよび加入申込日以前に、被共済者がガンと診断確定されている場合には、本契約は無効となります。無効となった場合には、商工ガン共済掛金は返戻しない場合があります。

⑥商工ガン共済掛金については、所得税法上の生命保険料控除証明書は発行できません。

- ⑦第2回目以降の商工ガン共済掛金が払込猶予期間に払い込まれなかった場合には、その商工ガン共済掛金の払込期日に遡って効力を失います。
- ⑧商工ガン共済掛金について、ガン共済金の支払状況に応じて商工ガン共済掛金の割り戻しを毎年分配金として割当します。ただし、ガン共済金の支払が商工ガン共済掛金の計算基礎を下まわった場合かつ本会の商工ガン共済事業において毎年度末決算の収支が良好である場合に限りです。分配金の支払方法は積立とします。別途本会が定める方法により共済契約者毎に積立管理し、期間満了または中途解約等により商工ガン共済契約が消滅する場合にお支払いします。積立された分配金には利息はつきません。
- ⑨商工ガン共済の保障については、本会の自家共済にて運営します。この商工ガン共済は、共済金支払いに備えて十分な対策を講じておりますが、万が一本会が破綻した場合には、ご契約時の共済金が一部削減されることがあります。

●質問応答義務（告知義務）と質問応答義務（告知義務）違反により共済金をお支払いしない場合

商工ガン共済にご加入する場合は、共済契約者および被共済者は本会が書面で質問した質問応答事項4項目について、被共済者自身が回答（告知）しなければなりません。その事実をありのままに回答（告知）していただく義務があります。この質問応答義務（告知義務）に違反して事実を回答（告知）しなかったり、事実と違うことを回答（告知）した場合、ご契約を解除し共済金をお支払いしない場合があります。

●重大事由によるご契約の解除および共済金等をお支払いしない場合

《ア》共済契約者、被共済者または共済金受取人がガン共済契約の共済金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合。《イ》ガン共済の共済金の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含みます）があった場合。《ウ》本会の共済契約者、被共済者または共済受取人に対する信頼を損ない、このガン共済契約の存続を困難とする《ア》～《イ》までに掲げる事由と同等な重大な事由がある場合。

上記《ア》から《ウ》のいずれかに定める事由が生じた場合は、共済金の支払いが生じた後でも、ガン共済契約を解除し共済金は支払いません。ガン共済契約を解除したときは、既に払い込まれた掛金は返戻しません。また、既にその支払事由により共済金を支払っているときは、本会はその返還を請求します。

●保障開始前のガン診断確定による無効

被共済者が加入申込日前または加入申込日から保障開始日の前日までにガンと診断確定されていた場合は、共済契約者、被共済者または共済金受取人のその事実の知、不知にかかわらず商工ガン共済契約は無効となります。商工ガン共済契約が無効となったときは、既に払い込まれた商工ガン共済掛金は次のとおり取り扱います。《ア》加入日前に、被共済者がガンと診断確定されていた事実を、共済契約者および被共済者の全てが知らなかった場合には、共済契約者に返戻します。《イ》加入日前に、被共済者がガンと診断確定されていた事実を、共済契約者および被共済者のいずれかが知っていた場合には、返戻しません。《ウ》加入申込日から保障開始日の前日までに被共済者がガンと診断確定されていた場合には、共済契約者に返戻します。

●共済金および掛金請求権の消滅時効

このガン共済契約に基づく共済金を請求する権利は、その共済金受取人が、その権利を行使出来るようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

質問応答（告知）義務違反による解除等によるガン共済掛金返戻の請求する権利は、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

個人情報の取扱いについて

埼玉県商工会連合会（以下、本会といいます。）は、「商工貯蓄共済」、「商工医療共済」および「商工ガン共済」の加入者様情報、被共済者様の医療、健康状況等の個人情報については、次のとおり取り扱います。

①利用目的について

本会は共済契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、以下の目的のため取得、利用致します。加入者の皆様に関する情報の正確性・機密性の保持に努めます。

- (1) 共済契約の引受審査および共済金等の支払審査。
- (2) 共済契約の締結・維持管理・商品・サービスの開発・研究その他共済契約に関する業務。
- (3) 共済契約その他の各種商品・関連サービスのご案内・ご提供。
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求。
- (5) 融資に関する判断および融資後の管理。
- (6) 本会と関係機関（商工会、金融機関および財団法人埼玉県中小企業共済協会）との間における情報交換。
- (7) 共済契約者等からのお問い合わせ・ご依頼への対応。

②医療・健康状況等の機微（センシティブ）情報について

本会は共済契約のお引受け・共済金のお支払い・維持管理等共済事業の適切な運営を確保するための事業遂行上必要な範囲で医療・健康状況等の機微情報を取得、利用または第三者に提供致します。取得した機微情報等の個人情報は適切な範囲で商工会・事務担当者に知らせることがあります。

③ご契約が締結に至らなかった場合や共済期間満了後等の情報について

本会は機微情報を含め取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、共済期間満了後など共済期間が消滅した後も保持します。なお、取得した申込ならびに共済金請求関係書類等は返却致しません。

本会の各種共済商品やサービスの一欄、商工会の一欄、個人情報の取扱いについては、埼玉県商工会連合会ホームページ (<http://www.syokoukai.or.jp/>) をご覧下さい。

埼玉県商工会連合会

検索

掛金口座振替取り扱い金融機関



埼玉りそな銀行は開業10周年
これからも、皆さまに信頼され、
埼玉とともに発展する銀行へ



More For You
もっと、街・暮らし・笑顔のために



武蔵野銀行

お金のこと暮らしのこと お気軽にご相談ください



これからも、そしていつまでも...
埼玉縣信用金庫
<http://www.saishin.co.jp>

商工業者のみなさまを
サポートいたします。

 **青木信用金庫**

本店 川口市中青木2-13-21 TEL.048-251-5880
<http://www.shinkin.co.jp/aoshin/>

応援します
あなたの夢を

ISO14001認証取得(本部及び本店営業部)かわしんは地元の環境安全に取り組みしています。



川口信用金庫

本店 川口市栄町3-9-3 TEL.048(253)3333(代)
<http://www.shinkin.co.jp/ksb/>

中小企業のみなさんを応援します。
ふれあいバンク

 **東和銀行**

本店 群馬県前橋市本町二丁目12番6号 Tel.(027)234-1111(代)
店舗数91店舗(埼玉県内42店舗) <http://www.towabank.co.jp>



ひと、まち、きずな大切に。
飯能信用金庫

はんしん
Linking Bank

本店 飯能市栄町24-9 TEL.042(972)8111(代)
<http://www.hanno-shinkin.jp>

中小企業者の経営と福祉のパートナー

業務内容

商工貯蓄共済融資の信用保証
保養施設の斡旋
健康管理事業

一般財団法人

埼玉県中小企業共済協会

〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5
ソニックシティビル 7F

この資料に関するお問い合わせは

取扱商工会(商工会名・住所・電話番号・担当者名)

 **埼玉県商工会連合会**

〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5
ソニックシティビル 7F
TEL.048-641-3992
営業時間/8:30~17:15(土・日・祝日休)